### I 上流域河川調査概要

#### 1 調査概要

第5次長野県水環境保全総合計画に基づき、ゴルフ場や廃棄物の最終処分場などが設置されている上流域の水質監視を目的とし、県内39河川39地点において、農薬、金属化合物及び揮発性有機塩素化合物等の水質測定を実施しました。

表 3- I-1 上流域河川の項目別測定回数等

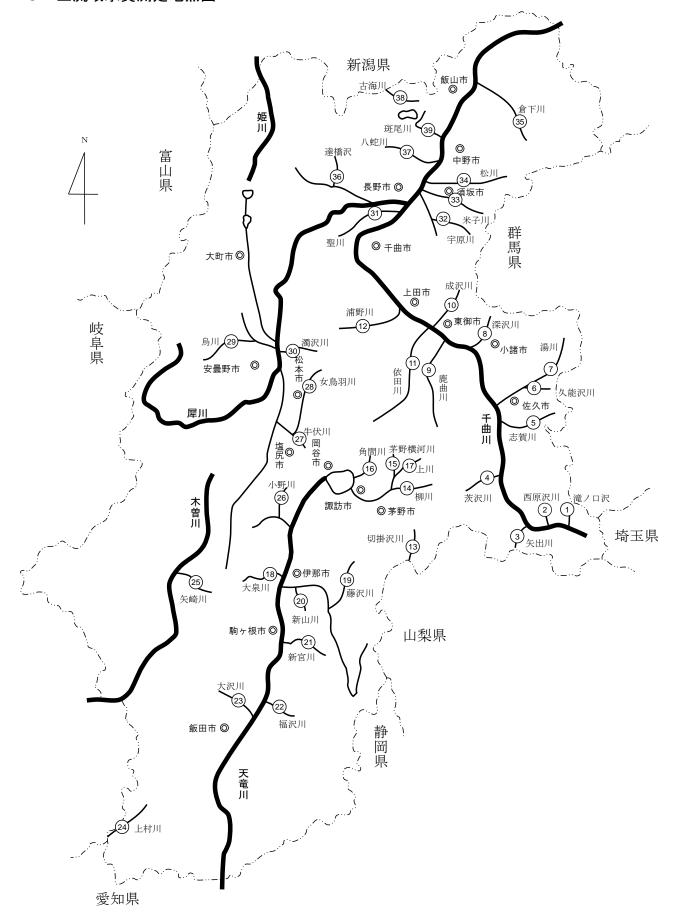
測定地点数	測定項目	測定回数		
39	金属化合物	0~10項目		
	揮発性有機塩素化合物	0~12 項目	1 回/年	
	農薬	0~51 項目	1四/平	
	その他	0~10項目		

### 2 調査対象河川等

表 3- I-2 上流域河川及び採水地点

No	水系	河川名	採水地点	No	水系	河川名	採水地点
1		滝ノ口沢	川上村居倉	24	矢作川	上 村 川	根羽村
2		西原沢川	川上村大深山	25	木曽川	矢 崎 川	木曽町福島
3		矢 出 川	南牧村野辺山	26	天竜川	小 野 川	塩尻市小野
4		茨 沢 川	小海町杉尾	27		牛 伏 川	松本市寿豊丘
5		志賀川	佐久市瀬戸	28	犀川	女鳥羽川	松本市洞
6	千曲川	久能沢川	御代田町豊昇	29	净加	鳥 川	安曇野市西穂高
7		湯川	軽井沢町茂沢	30		濁沢川	安曇野市豊科大口沢
8		深沢川	小諸市中村	31		聖川	長野市信更
9		鹿曲川	東御市玉の井	32		宇原川	須坂市仙仁
10		成沢川	東御市西田沢	33	千曲川	米 子 川	須坂市塩野
11		依 田 川	上田市沖	34		松川	高山村中山
12		浦野川	青木村田沢	35		倉 下 川	山ノ内町夜間瀬
13	釜無川	切掛沢川	富士見町高森	36	犀川	達橋沢	長野市芋井
14		柳 川	茅野市泉野	37	千曲川	八蛇川	飯綱町牟礼
15	諏訪湖	茅野横河川	茅野市米沢	38	関川	古 海 川	信濃町古海
16	部队引用	角間川	諏訪市上諏訪	39	千曲川	斑 尾 川	中野市穴田
17		上 川	茅野市湖東				
18		大 泉 川	南箕輪村大泉				
19	- 天竜川	藤沢川	伊那市高遠町藤沢				
20		新山川	伊那市富県				
21		新宮川	駒ヶ根市中沢				
22		福沢川	松川町部奈				
23		大 沢 川	高森町山吹				

# 3 上流域水質測定地点図



# 4 水質保全目標値及び測定方法

表 3- I-3 水質保全目標項目測定方法等

図分   測定項目   水質保全目標値   報告下限値   測 定	乔
科イソキサチオン0.008 mg/L 以下0.0008 mg/L 通知 2 **2 の付まれた。エトフェンプロックス0.08 mg/L 以下0.008 mg/L 通知 1 の別添クロルピリホス0.004 mg/L 以下0.0004 mg/L 通知 1 の別添ジクロルボス(DDVP)0.008 mg/L 以下0.001 mg/L 通知 2 の付表 1ダイアジノン0.005 mg/L 以下0.0005 mg/L 通知 2 の付表 1	
殺エトフェンプロックス0.08mg/L 以下0.008mg/L通知1の別添クロルピリホス0.004mg/L 以下0.0004mg/L通知1の別添ジクロルボス(DDVP)0.008mg/L 以下0.001mg/L通知2の付表1ダイアジノン0.005mg/L 以下0.0005mg/L通知2の付表1	反1の第1、第2
クロルピリホス     0.004 mg/L 以下 0.0004 mg/L 通知1の別添       ジクロルボス(DDVP)     0.008 mg/L 以下 0.001 mg/L 通知2の付表1       ダイアジノン     0.005 mg/L 以下 0.0005 mg/L 通知2の付表1	
ジクロルボス(DDVP)0.008 mg/L 以下0.001 mg/L通知2の付表1ダイアジノン0.005 mg/L 以下0.0005 mg/L通知2の付表1	
ダイアジノン 0.005 mg/L 以下 0.0005 mg/L 通知2の付表1	a hohe a hohe a
	の第1、第2
虫   チオジカルブ   0.08   mg/L 以下   0.008   mg/L   通知1の別添	
トリクロルホン(DEP) $0.03$ mg/L 以下 $0.003$ mg/L 連知1の別添	
ピリプロキシフェン   0.2   mg/L 以下   0.02   mg/L   通知 3 **3 の別談	
フェニトロチオン(MEP) 0.003 mg/L 以下 0.0003 mg/L 通知2の付表1	
フェノブカルブ(BPMC)   0.03   mg/L   以下   0.002   mg/L   通知2の付表1	
剤 D-D (1, 2−ジクロロプロペ) 0.06 mg/L 以下 0.006 mg/L JIS **5K0125 の 5.1	
D-D (1, 3-ジカロロプロペン) 0.002 mg/L 以下 0.0002 mg/L JISK0125の5.1、5	
EPN   0.006 mg/L 以下   0.0006 mg/L   通知2の付表1	の第1、第2
アゾキシストロビン 0.5 mg/L 以下 0.05 mg/L 通知1の別添	
イソプロチオラン   0.04 mg/L 以下   0.004 mg/L   通知 2 の付表 1	の第1、第2
イプロジオン   0.3 mg/L 以下   0.03 mg/L   通知1の別添	
農   イプロベンホス(IBP)   0.008 mg/L 以下   0.0008 mg/L   通知2の付表1	
殺 オキシン銅(有機銅) 0.04 mg/L 以下 0.004 mg/L 通知2の付表2	2
キャプタン 0.3 mg/L 以下 0.03 mg/L 通知1の別添	
クロロタロニル(TPN) 0.04 mg/L 以下 0.004 mg/L 通知2の付表1	の第1、第2
クロロネブ   0.05 mg/L 以下 0.005 mg/L 通知1の別添	
オウラム	
★	工準じる これ
トルクロホスメチル 0.08 mg/L 以下 0.008 mg/L 通知1の別添	
フルトラニル   0.2   mg/L 以下   0.02   mg/L   通知1の別添	
プロピコナゾール 0.05 mg/L 以下 0.005 mg/L 通知1の別添	
剤 ベノミル 0.02 mg/L 以下 0.002 mg/L 通知1の別添に	こ準じる ニューニー
ペンシクロン 0.04 mg/L 以下 0.004 mg/L 通知1の別添	
ホセチル   2 mg/L 以下 0.2 mg/L 通知1の別添	
ポリカーバメート 0.03 mg/L 以下 0.003 mg/L 通知1の別添	
メプロニル   0.1 mg/L 以下   0.01 mg/L 通知1の別添	
アシュラム   0.2 mg/L 以下 0.02 mg/L 通知1の別添	
薬 カフェンストロール 0.008 mg/L 以下 0.0008 mg/L 通知3の別添方	
クロルニトロフェン(CNP) 0.0001 mg/L 以下 0.0001 mg/L 通知2の付表1	の第1、第2
ジチオピル0.008 mg/L 以下0.0008 mg/L通知1の別添	
除   シデュロン   0.3   mg/L 以下   0.03   mg/L   通知1の別添	
シマジン(CAT)   0.003 mg/L 以下   0.0003 mg/L 告示付表 5 の第	51又は第2
チオベンカルブ   0.02 mg/L 以下 0.002 mg/L 告示付表 5 の第	51又は第2
トリクロピル 0.006 mg/L 以下 0.0006 mg/L 通知1の別添	
トリフルラリン 0.06 mg/L 以下 0.006 mg/L 通知3の別添力	7法5
草   ハロスルフロンメチル   0.03   mg/L 以下   0.003   mg/L   通知1の別添	
ピリブチカルブ   0.02 mg/L 以下   0.002 mg/L   通知 1 の別添	
プロジアミン   0.01 mg/L 以下 0.001 mg/L 通知1の別添	
フラザスルフロン   0.03 mg/L 以下   0.003 mg/L   通知1の別添	
プロピザミド   0.008 mg/L 以下   0.0008 mg/L 通知 2 の付表 1	の第1、第2
剤 ベンスリド(SAP) 0.1 mg/L 以下 0.01 mg/L 通知1の別添	
ベンフルラリン0.08mg/L 以下0.008mg/L通知1の別添	
ペンディメタリン 0.05 mg/L 以下 0.005 mg/L 通知 1 の別添	
1 1 1 )	
メコプロップ (MCPP)   0.005 mg/L 以下   0.0005 mg/L   通知1の別添     2,4-PA(2,4-D)   0.03 mg/L 以下   0.003 mg/L   通知3の別添力	. 3:1

区分	測定項目	水質保	全目標値	報告下	限値	測 定 方 法
金	カドミウム**7	0.003	mg/L 以下	0.0003	mg/L	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作はJISK0102の55に定める方法によるほか、告示付表8に掲げる方法によることができる。)
並.	鉛	0.01	mg/L 以下	0.005	mg/L	JIS K0102 Ø 54
属	六価クロム	0.05	mg/L 以下	0.02	mg/L	JIS K0102 Ø 65.2
//.	砒素		mg/L 以下	0.005	mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
化	総水銀	0.0005	mg/L 以下	0.0005		告示付表 1
合	アルキル水銀	検出され	いないこと	0.0005	mg/L	告示付表 2
	セレン	0.01	mg/L 以下	0.002	mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
物	ニッケル	0.01	mg/L 以下	0.001	mg/L	JIS K0102の59.3又は通知2付表4若しくは付表5
	モリブデン	0.07	mg/L 以下	0.007	mg/L	JIS K0102の8.2又は通知2付表4若しくは付表5
	アンチモン	0.02	mg/L 以下	0.002	mg/L	通知4*4付表5の第1、第2又は第3
	ジクロロメタン	0.02	mg/L 以下	0.002	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素	0.002	mg/L 以下	0.0002	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5
揮	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L 以下	0.0004	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
発	1,1-ジクロロエチレン**7	0.1	mg/L 以下	0.01	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
性   右	cis-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L 以下	0.004	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
機	1,1,1-トリクロロエタン*7	1 ı	mg/L 以下	0.0005	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5
塩	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L 以下	0.0006	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
揮発性有機塩素化合物	トリクロロエチレン	0.01	mg/L 以下	0.001	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L 以下	0.0005	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
物	クロロホルム		mg/L 以下	0.003	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
	trans-1,2-ジクロロエチレン		mg/L 以下	0.004	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
	p-ジクロロベンゼン		mg/L 以下	0.02	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
	全シアン		にないこと	0.1	mg/L	JIS K0102の38.1.2 及び38.2 又は38.1.2 及び38.3
	РСВ		いないこと	0.0005		告示付表 3
	ベンゼン		mg/L 以下	0.001	mg/L	
	トルエン*7		mg/L 以下	0.06	mg/L	
	キシレン		mg/L 以下	0.04	mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
そ	フタル酸ジエチルヘキシル		mg/L 以下	0.006	mg/L	通知2の付表3の第1、第2
	ほう素		mg/L 以下	0.02	mg/L	JIS K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4
0			<u> </u>			JIS K0102の34.1又は34.1c) (注(゚)第三文を除
他	ふっ素	0.8	mg/L 以下	0.08	mg/L	く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表6
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L 以下	0.04	mg/L	硝酸性窒素: JIS K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5 亜硝酸性窒素: JIS K0102の43.1
	1,4-ジオキサン <sup>*7</sup>	0.05	mg/L 以下	0.005	mg/L	告示付表 7

- 注)殺菌剤のイミノクタジン(保全目標:0.006mg/L)は機器の都合から当面実施しない。
- ※1 通知1:ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

(平成2年5月24日付環水土第77号環境庁水質保全局長通知)

※2 通知2:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について (平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質規制課長通知)

※3 通知3:水質管理目標設定項目の検査方法

(平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課)

- ※4 通知4:「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」 (平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)
- ※5 日本工業規格
- ※6 昭和46年12月28日環境庁告示第59号
- ※7 水質環境基準項目、要監視項目の改正を踏まえ、項目を追加又は水質保全目標値、報告下限値を見直し。